

任期付指導医療官（医科担当）について

厚生労働省では、令和元年度より、従来の指導医療官の採用の他に、「任期付指導医療官（期限を定めて採用する指導医療官）の採用に係る取扱い」を新たに決めました。

任期付指導医療官の職務内容につきましては、従来の指導医療官と同様ですが、勤務条件、任用期間及び採用基準等に異なる点があります。詳細については下記のとおりです。

◎任期付指導医療官（医科担当）とは

- ・ 医師の資格をもち、
- ・ 厚生労働省の地方厚生(支)局又は都府県事務所に勤務し、
- ・ 保険医療機関等や保険医等に対する指導・監査等を行う厚生労働技官です。
(※ 任用期間は、採用日から5年を超えない範囲で決定します。)

◎主な職務内容（従来の指導医療官と同様です）

- ・ 保険医療機関等及び保険医等に対して、保険診療の取扱いや診療報酬請求事務、診療報酬改定内容について、集団指導又は個別指導等を行います。
- ・ 診療内容又は診療報酬請求に不正又は著しい不当が疑われる保険医療機関等に対する監査を行います。
- ・ 保険者、審査支払機関、保険医療機関等及び保険医等に対する診療報酬の疑義解釈、点数表解釈等に関する指導、助言を行います。

◎勤務条件等

従来の指導医療官との共通点

- ・ 国家公務員（厚生労働技官）として採用されます。
- ・ 勤務地は、地方厚生(支)局（全国8か所）及び都府県事務所（39か所）です。

※ 四国厚生支局における勤務地は、徳島事務所及び高知事務所の2か所です。
希望勤務地については、ご相談に応じます。

- ・ 給与は、医療職俸給表(一)が適用されます。（通勤手当、扶養手当等も支給されます。）
- ・ 勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・ 休日は、土日祝日及び年末年始、年次休暇、夏季休暇等の特別休暇があります。
- ・ フレックスタイム制（始業・終業時間の自主的な決定）があります。
- ・ 職務に関する研修は、採用時及び定期的に行います。

従来の指導医療官と異なる点（特徴）

- ・ 年齢制限はありません。（国家公務員法に定める定年の規定（65歳）は適用となりません）
- ・ 出身大学や勤務経験を有する医療機関の指導監査業務は行いません。
- ・ 任用期間は、採用日から5年を超えない範囲で決定します。

◎採用基準について

従来の指導医療官との共通点

- ・ 医師国家試験に合格した者であって、原則として当該試験合格後 5 年以上の者であること。
- ・ 日本国籍を有し、保険医（医師）として登録されている者であること。
- ・ 病院又は診療所において、原則として 5 年以上の臨床経験を有する者であること。
- ・ 社会保険及び保険診療を正しく理解し、このための知識の習得や医学上の専門的知識等の向上に積極的であると認められる者であること。
- ・ 指導医療官の職務を公平かつ適切に行い、誠実に遂行することができるものと認められる者であること。
- ・ 経歴や人物等、指導医療官として相応しいと認められる者であること。
- ・ 過去に健康保険法等に基づく保険医の取消処分を受けたことがない者であること。
- ・ 過去に療養担当規則に違反したことによる「戒告」又は「注意」を受けた場合は、当該措置から 6 ヶ月間以上が経過している者であること。

従来の指導医療官と異なる点（特徴）

- ・ 大学病院等（大学病院以外の病院及び診療所を含む）に勤務している者又は退職後概ね 2 年以内の者であること。
- ・ 採用にあたっては、公募のうえ、人事院への協議が必要となること。

◎有報酬兼業の取扱いについて（従来の指導医療官と同様です）

以下に該当する場合などに限り、当面の間、医療職（一）2 級以下の者を対象として有報酬兼業が認められることがあります。

- ・ 単なる報酬目的ではなく、自己の臨床技術の維持、専門医資格等の維持・取得のために、医療機関等において診療業務に携わろうとするものであること
- ・ 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与え、職務の遂行に支障が生じないこと
- ・ 翌日が勤務日の兼業（平日勤務時間外、日曜日等の兼業）の場合、22 時を超えないこと
- ・ 宿日直勤務の兼業の場合、翌日が勤務日でないこと
- ・ 所属部署が管轄する全ての保険医療機関は利害関係者となり得るため、管轄内の保険医療機関における兼業ではないこと（所属部署と同一県内の保険医療機関における兼業は認められません）
など。